



ジュネーブ便り 第19回

インダストリアル本部造船・船舶解撤
ICT・電機・電子部門担当部長

松崎 寛

ジュネーブ州で初の最低賃金導入 〜コロナ禍での歴史的勝利の背景とは〜

2020年9月27日、ジュネーブ州住民投票において58%の住民が最低賃金時給23フラン(2614円)の発議に賛成票を投じ、その結果を受けて11月1日から同制度が施行されることとなりました。スイスでは幾度となく全国レベルでの最低賃金導入やベーシックインカムなどの生活

保障の賛否が国民投票にかけられてきましたが、否決され続けてきました。(例えば2014年の国民投票で、時給22フランの最低賃金を全国的に導入する案は76.3%と圧倒的多数が反対し、否決された。)今回の州レベルにおける最低賃金の導入は、同じく住民投票で時給20フランの最

写真1：住民投票にむけてUNIAが最低賃金時給23フランを訴えたキャンペーンポスター(筆者が自宅近くにて撮影)



低賃金を導入しているヌーシャテル、ジュラ州に次いで3番目となります。今回の発議は、インダストリアル

加盟でスイス最大の産業別労働組合UNIAが主導したものであり(写真1)、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーの賃金が注目されるなか、世界の中でも生活費の高い都市ラキンングで常にトップ10に入るジュネーブにおいて、初めてとなる最低賃金制度導入は労働者の歴史的勝利とも言われています。

裕福な国スイスで困窮する労働者

コロナ危機に見舞われる前から、スイスではすでに数十万人が貧困や不安定な生活に直面していました。スイス連邦統計局によると、約66万人(人口の約8%)が貧困状態にあり、100万人以上、つまり国民の7

人に1人は貧困の一手手前にあるとされています。また、世界トップクラスの生活費が必要なスイスにおける

貧困ラインの定義は、4人家族で月4050フラン(約46万円)以下とされています。賃金が最も低いのはスーパーマーケットなど商店での販売や、宅配サービス、また、建設労働者や清掃員などのエッセンシャルワーカーであり、その多くの労働者は移民労働者、女性、若者で占められています。最低限の生活以下で暮らす「ワーキング・プア」はスイスでは13万人を超え、貧困ラインの5人に1人以上は、予想外に発生した支払い2500フラン(約28万円)を手当てできないとされています。ジュネーブはスイスの中でも豊かな州ですが、コロナ危機が始まって以来、食料配給に頼る人の数は4倍に膨らむなど、一部エッセンシャルワーカーやワーキング

図表：OECD加盟国における最低賃金ランキング
(時給換算USドル：日本円)のトップ10カ国(2019年)

1位	オーストラリア (12.6ドル：1317円)
2位	ルクセンブルク (12.5ドル：1307円)
3位	フランス (12.1ドル：1265円)
4位	ドイツ (11.8ドル：1234円)
5位	オランダ (11.0ドル：1150円)
5位	ベルギー (11.0ドル：1150円)
5位	ニュージーランド (11.0ドル：1150円)
8位	イギリス (10.5ドル：1098円)
9位	カナダ (10.2ドル：1067円)
10位	アイルランド (10.1ドル：1056円)

最低賃金時給23フランは妥当か？

プアの生活基盤の弱さを露呈したかたちとなりました。

今回ジュネーブ州が導入する最低賃金時給23フラン(2614円)は、他の経済協力開発機構(OECD)諸国と比較すると約2倍の金額です。2019年のOECDの調査によると、加盟32カ国の実質最低賃金を米ドル換算すると最も高いオーストラリアで12・60ドル(1317円)、次いでルクセンブルク12・50ドル(1307円)、フランス12・10ドル

(1265円)、ドイツ11・80ドル(1234円)となっており、世界最高水準の最低賃金額として報道されていますが、世界最高水準の生活費が必要であるスイス・ジュネーブでは、時給23フランでも貧困ラインをぎりぎり超える水準であると認識されています。この水準は、週41時間の労働で月4000フラン(約45万6000円)をわずかに超える金額であり、先にスイス連邦統計局が定義する貧困ライン、4人家族で月4050フラン(約46万円)と同等です。金額だけ見るとジュネーブの最低賃金は過剰に高いように見えますが、スイス国内の貧困ラインの定義を鑑みると至極妥当であり、ジュネーブ州内の約6%にあたる約3万人のワーキングプア労働者にとってようやく将来への希望の光が見えた金額でもあります。

労働運動が主役！

今回のジュネーブ州住民投票の発議は、スイス最大の産業別労働組合UNIAが主導し、他のインダストリアル加盟の労働組合であるSYNAなどの労働組合が加わり(写真2)、統一した労働戦線として「世間並みの賃金」につながる「絶対最低限の賃金」を求めた運動の結果で



写真2：インダストリアル加盟のUNIAとSYNAが最低賃金23フランを求めて共闘する様子(インダストリアルホームページより)

す。住民投票の結果を受けて、連邦政府・議会は最低賃金を設ければ失業が増えるとして反対の姿勢を示していました。多くの労働者は、貧困との闘い、社会融合の助長や人間の尊厳への敬意に寄与すると、労働組合が主役となった運動の成果を称えています。ジュネーブ州では、例えばエッセンシャルワーカーである建設労働者の一定数を占める東ヨーロッパ出身の移民労働者の平均賃金は月額2000フラン程度とされており、スイス連邦政府の定める貧困ラインの半分以下となっています。また、コロナ禍において感染リスクを負いながら働く労働者の3分の2は女性労働者とされており、こうした労働者に対して賃金ダンピングをなくし、適正な賃金への移行を図

るうえで重要な歴史的勝利となりました。

日本では、エッセンシャルワーカーや不安定労働者が注目されているものの、コロナ禍においてもそうした労働者への賃金待遇改善が進んでいないように見受けられます。「食べる賃金」、「欧州並みの賃金」を求めて労働戦線統一を果たしてきた日本の労働運動は、いまこそエッセンシャルワーカー、外国労働者、不安定・非正規労働者に対して手を差し伸べ、「正規雇用労働者と同等の賃金」及び「尊厳ある賃金」を求めるべきではないでしょうか。



松崎 寛 まつざき かん

1998年金属労協に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労働紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日から家族同伴でIMF本部(現インダストリアル)に赴任。現在の担当役職は、産業政策・多国籍企業政策グループの造船・船舶解撤/ICT・電機・電子部門担当部長。